

平成27年12月16日
教育課程部会
特別支援教育部会
(第4回) 資料3

特別支援学校の現状について

平成27年11月6日特別支援教育部会(第1回)配布資料・更新版

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

◎学校教育法

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下同じ。)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第81条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

0.67%
(約6万9千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

1.84%
(約18万7千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)

3.33%
(約34万人)

増加傾向

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H16年比で2.3倍

0.82%
(約8万4千人)

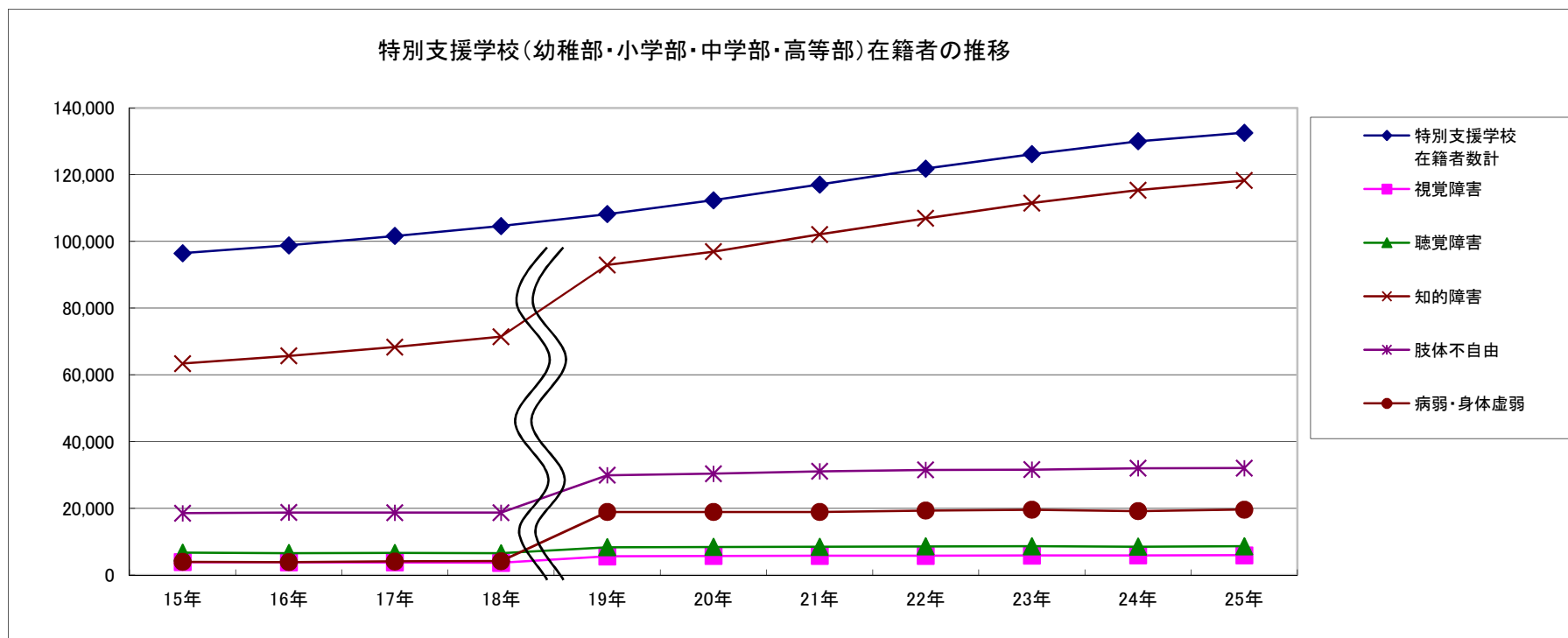
発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒：6.5%程度*の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査(抽出)において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2,400人(うち通級：約230人))

特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成25年5月1日現在)～

※平成18年度までの表記は盲学校、聾学校及び養護学校とする。以下同じ。

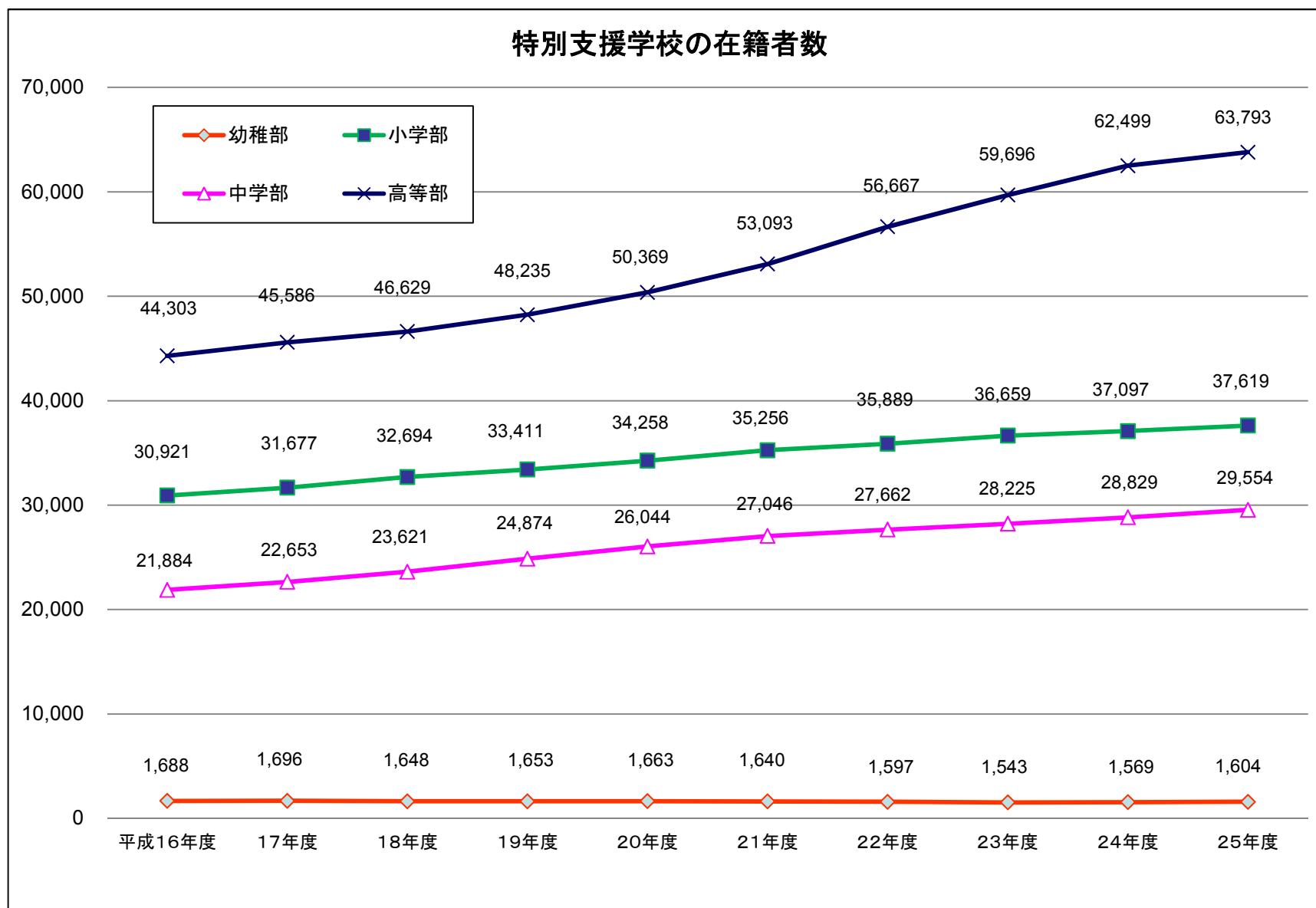


	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	85	120	706	334	143	1,080
在籍者数	5,940	8,624	118,225	32,050	19,653	132,570

※注: 在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は計と一致しない。

※注: 学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校については、それぞれの障害種に集計している。このため、障害種別の学校数の数値の合計は計と一致しない。

特別支援教育の現状 ～特別支援学校の現状(平成25年5月1日現在)～



特別支援教育の現状 ～特別支援学校高等部(本科)卒業後の状況～

- ・就職者の割合27.7%(H15 19.4%)、施設・医療機関の割合63.9%(H15 56.6%)。
- ・福祉、労働等関係機関との連携を図り、職業教育・進路指導を充実することが必要。

(平成25年3月卒業者)

区分	卒業者	進学者	教育訓練機関等	就職者	施設・医療機関	その他
	人	人	人	人	人	人
計	19,439	482 (2.5%)	436 (2.2%)	5,387 (27.7%)	12,422 (63.9%)	712 (3.7%)
視覚障害	389	115 (29.6%)	8 (2.1%)	52 (13.4%)	171 (44.0%)	43 (11.1%)
聴覚障害	502	199 (39.6%)	33 (6.6%)	187 (37.3%)	71 (14.1%)	12 (2.4%)
知的障害	16,387	83 (0.5%)	302 (1.8%)	4,952 (30.2%)	10,543 (64.3%)	507 (3.1%)
肢体不自由	1,772	42 (2.4%)	49 (2.8%)	126 (7.1%)	1,465 (82.7%)	90 (5.1%)
病弱・身体虚弱	389	43 (11.1%)	44 (11.3%)	70 (18.0%)	172 (44.2%)	60 (15.4%)

※四捨五入のため、各区分の比率の計は必ずしも100%にはならない。

特別支援教育の現状 ～特別支援学校等の医療的ケアに関する調査結果(H25.5.1現在)

①特別支援学校における医療的ケアが必要な幼児児童生徒数

区分	医療的ケアが必要な幼児児童生徒数(名)				
	幼稚部	小学部	中学部	高等部 ^{※1}	合計
通学生	36	2,877	1,439	1,302	5,654
訪問教育(家庭)	0	606	247	258	1,111
訪問教育(施設)	0	183	99	153	435
訪問教育(病院)	0	286	145	211	642
合計	36	3,952	1,930	1,924	7,842
在籍者数(名) ^{※2}	1,480	36,614	28,597	60,829	127,520
割合(%)	2.4%	10.8%	6.7%	3.2%	6.1%

※ 公立の特別支援学校を調査対象としている。

※1 高等部の専攻科は除く。

※2 平成25年度学校基本調査による。

②幼児児童生徒数・看護師数等の推移

	医療的ケア対象 幼児児童生徒		看護師 数(名)	教員 数(名) ※2
	在籍校 数(校)	幼児児童 生徒数(名)		
平成21年度	600	6,981	925	3,520
平成22年度	607	7,306	1,049	3,772
平成23年度 ※1	580	7,350	1,044	3,983
平成24年度	615	7,531	1,291	3,236
平成25年度	615	7,842	1,354	3,493

※1 岩手県、宮城県、福島県、仙台市は調査対象外

※2 平成24年度からは、認定特定行為業務従事者として
医療的ケアを行っている教員数

(調査期日は平成24年度:10月1日現在、
平成25年度:9月1日現在)

③小中学校における医療的ケアが必要な児童生徒数

小学校		中学校			小・中学校計			
通常の学級	特別支援学級	通常の学級	特別支援学級		通常の学級	特別支援学級		
257	418	675	46	92	138	303	510	813

※ 公立の小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む)を調査対象としている。

※ 「医療的ケアが必要な児童生徒」とは、小・中学校において日常的に、看護師や保護者などから、経管栄養やたんの吸引などの医行為を受けている者である。(本人が行うものを除く)

【改訂のポイント】(特別支援学校学習指導要領)

1. 今回の改訂の基本的考え方

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の改善に準じた改善

障害の重度・重複化、多様化に対応し、一人一人に応じた指導を一層充実

自立と社会参加を推進するため、職業教育等を充実

2. 主な改善事項

障害の重度・重複化、多様化への対応

- 障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、「自立活動」の指導内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」などを規定
- 重複障害者の指導に当たっては、教師間の協力した指導や外部の専門家を活用するなどして、学習効果を高めるようにすることを規定

一人一人に応じた指導の充実

- 一人一人の実態に応じた指導を充実するため、全ての幼児児童生徒に「個別の指導計画」を作成することを義務付け
- 学校、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人のニーズに応じた支援を行うため、すべての幼児児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを義務付け

自立と社会参加に向けた職業教育の充実

- 特別支援学校(知的障害)における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設
- 地域や産業界と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定

交流及び共同学習の推進

- 障害のある子どもと障害のない子どもとの交流及び共同学習を計画的・組織的に行うことを規定

特別支援学校学習指導要領(平成21年)改訂のポイントを踏まえた成果について① (平成27年11月25日 特別支援学校教育課程等研究協議会アンケートより)

【1. 障害の重度・重複化、多様化への対応について】

(※自立活動に区分「人間関係の形成」を追加、視聴肢病の特別支援学校高等部において知的障害における各教科等の履修ができることを規定、指導計画の作成手順等を明確化)

- ・自立活動について区分「人間関係の形成」が加わり、自閉症を併せ有する児童生徒の障害特性に考慮した自己理解や具体的なコミュニケーション場面におけるスキル獲得に向けた指導内容の充実を図ることができた。
- ・個別の指導計画の作成の手順が示されたことにより、各学校においてもこの手順の趣旨を踏まえた計画作成となるよう、内容表の整理や作成手順の見直し等が行われた。
- ・知的障害以外の特別支援学校高等部において、知的障害を併せ有する生徒について、特別支援学校(知的障害)における各教科等の履修等が実施できるようになったことで、より個々の実態に応じた指導が可能になった。

【2. 一人一人に応じた指導の充実について】

(※特別支援学校における全ての幼児児童生徒について、各教科等にわたる「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成することを規定、幼稚園、小学校、中学校、高等学校においても関係の規定を新設。)

- ・特別支援学校においては「個別の指導計画」を作成することになり、これまで以上に幼児児童生徒の実態を客観的に把握することに努めるようになった。
- ・「個別の指導計画」をもとに教師間で学習活動の内容や支援方法などを振り返り検討することで、次の授業に生かしていくことができるようになってきた。

特別支援学校学習指導要領(平成21年)改訂のポイントを踏まえた成果について② (平成27年11月25日 特別支援学校教育課程等研究協議会アンケートより)

【3. 自立と社会参加に向けた職業教育の充実について】

(※特別支援学校(知的障害)高等部の専門学科として「福祉」を新設、地域や産業界と連携した職業教育の充実を規定、長期間の実習を取り入れるなど就業体験の機会の充実について規定)

- ・卒業後の生活や進路等を意識した職業教育の意識が高まり、学習活動を学校の中に限定するのではなく、地域に発信するといった取組が見られるようになった。
- ・専門学科「福祉」を教育課程に設定し、従来の作業学習等とは違う指導を模索し成果をあげている。

【4. 交流及び共同学習の推進について】

(※交流及び共同学習を行うことを明記、経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育むという趣旨・目的を明記)

- ・特別支援学校学習指導要領に交流及び共同学習の趣旨・目的が明示されたことで、個々が主体的になれる活動の重要性、個々の課題に応じた経験を段階的、系統的に指導、評価することの重要性を意識した指導計画、教育課程の作成ができるようになった。

【5. 特別支援学校における各教科等の指導の充実】

(※思考力、判断力、表現力を育む観点を充実、特別支援学校(知的障害)の各教科の内容の見直し)

- ・各教科等の指導に当たり、これまで以上に個々の児童生徒の実態を的確に把握したうえで個別の指導計画を作成するようになった。言語活動や体験的・問題解決的な学習の充実も図られていると感じる。

【6. 幼小中高における障害のある児童生徒の指導の充実】

(※特別支援学級の教育課程について具体的な方法を例示、通級による指導を担当する教員と他の教師との連携協力を明記)

- ・特別支援学級における教育課程について具体的な方法が示されたことにより、特別支援学級の専門性として児童生徒の実態に応じた教育課程を編成することが求められているという理解が深まり、指導の充実が図られるようになってきた。

特別支援教育の現状 ～特別支援学校学習指導要領（H21.3告示）の概要～

【1. 教育のねらい】

- 小・中学校等に準ずる教育を行うとともに、児童生徒等の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う。

【2. 教育課程の編成】

- (1) 小・中学校等に準じた各教科等のほか、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための「自立活動」を加えて編成。
- (2) 知的障害者を教育する特別支援学校の各教科等
 - ・ 知的障害の児童生徒に応じた教育を行うため、小・中学校等とは異なる独自の教科を設定（小学部の「生活科」、中学部の「職業・家庭」など）。
 - ・ 内容を学年別に区分せず、小学部3段階、中学部1段階、高等部2段階で示す。
 - ・ 各教科、道徳、特別活動、自立活動の一部又は全部を合わせた「各教科等を合わせた指導」（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）が可能。
- (3) 重複障害者等の教育課程の取扱い
 - ・ 下学年・下学部の各教科の目標・内容との代替等
 - ・ 知的障害を併せ有する場合の知的障害の各教科等との代替
 - ・ 各教科等に替えて自立活動を主とした指導
 - ・ 障害のため通学することが困難な児童生徒に対する訪問教育

【3. 自立活動】

- (1) 内容・構成
 - ・ 人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成。
 - ・ 「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」の各区分ごとに示された、3～5項目の内容の中から、個々の児童生徒等の障害の状態等に応じ必要な項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定。

<自立活動の例>

- ・ 姿勢保持や移動、食事・排泄、衣服の着脱などの日常生活動作の指導（肢体不自由）
- ・ 白杖を使った歩行指導、拡大読書器・弱視レンズ等の視覚補助具の活用の指導（視覚障害）など

【4. 一人一人の障害の状態等に応じた指導】

- ・ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」の作成。

【5. 交流及び共同学習の推進】

- ・ 障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の推進。

2. 障害者の権利に関する条約への対応～障害者の権利に関する条約(教育関係)～

目的

- 障害者の人権・基本的自由の享有の確保
- 障害者の固有の尊厳の尊重の促進

経緯

- ・平成18年12月 国連総会において採択
- ・平成19年 9月 日本国署名
- ・平成20年 5月 条約発効
(この間、障害者基本法改正、障害者差別解消法成立、学校教育法施行令改正など)
- ・平成26年1月20日 日本国批准(発効は2月19日)

教育部分(第24条)

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、**障害者を包容するあらゆる段階の教育制度 (inclusive education system at all levels)** 及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。
 - (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
 - (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
 - (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
 - (c) **個人に必要とされる合理的配慮 (reasonable accommodation) が提供されること。**
 - (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
 - (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

障害者の権利に関する条約への対応～障害者基本法の改正(平成23年8月)～

経緯等

- 平成 5年 心身障害者対策基本法を障害者基本法と改称
- 平成16年6月 障害者基本法改正
- 平成23年3月 障がい者制度改革推進本部において障害者基本法改正案決定
- 平成23年4月 障害者基本法案閣議決定
- 平成23年7月 衆議院で一部修正の上、可決 → 参議院で可決・成立
- 平成23年8月 障害者基本法改正(公布・施行)

(「障害者政策委員会」と「審議会その他の合議制の機関」に係る規定の部分については平成24年5月21日施行。)

教育の条文のみ抜粋

【改正後】(下線部は改正部分。斜字部は衆議院一部修正)
(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

【改正前】
(教育)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢、能力及び障害の状態に応じ、十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する調査及び研究並びに学校施設の整備を促進しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

2. 障害者の権利に関する条約への対応

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の概要

障害者基本法
第4条

基本原則
差別の禁止

第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止

何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止

社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組

国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

I. 差別を解消するための措置

具体化

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等
民間事業者

法的義務

努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ (主務大臣が) 事業分野別の指針(ガイドライン)を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保

- 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

2. 障害者の権利に関する条約への対応

中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月)

～共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進～

内 容

1. 共生社会の形成に向けて

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進、共生社会の形成に向けた今後の進め方

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

早期からの教育相談・支援、就学先決定の仕組み、一貫した支援の仕組み、就学相談・就学先決定に係る国・都道府県教育委員会の役割

3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備

「合理的配慮」について、「基礎的環境整備」について、学校における「合理的配慮」の観点、「合理的配慮」の充実

4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進

多様な学びの場の整備と教職員の確保、学校間連携の推進、交流及び共同学習の推進、関係機関等の連携

5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

教職員の専門性の確保、各教職員の専門性、養成・研修制度等の在り方、教職員への障害のある者の採用・人事配置

2. 障害者の権利に関する条約への対応

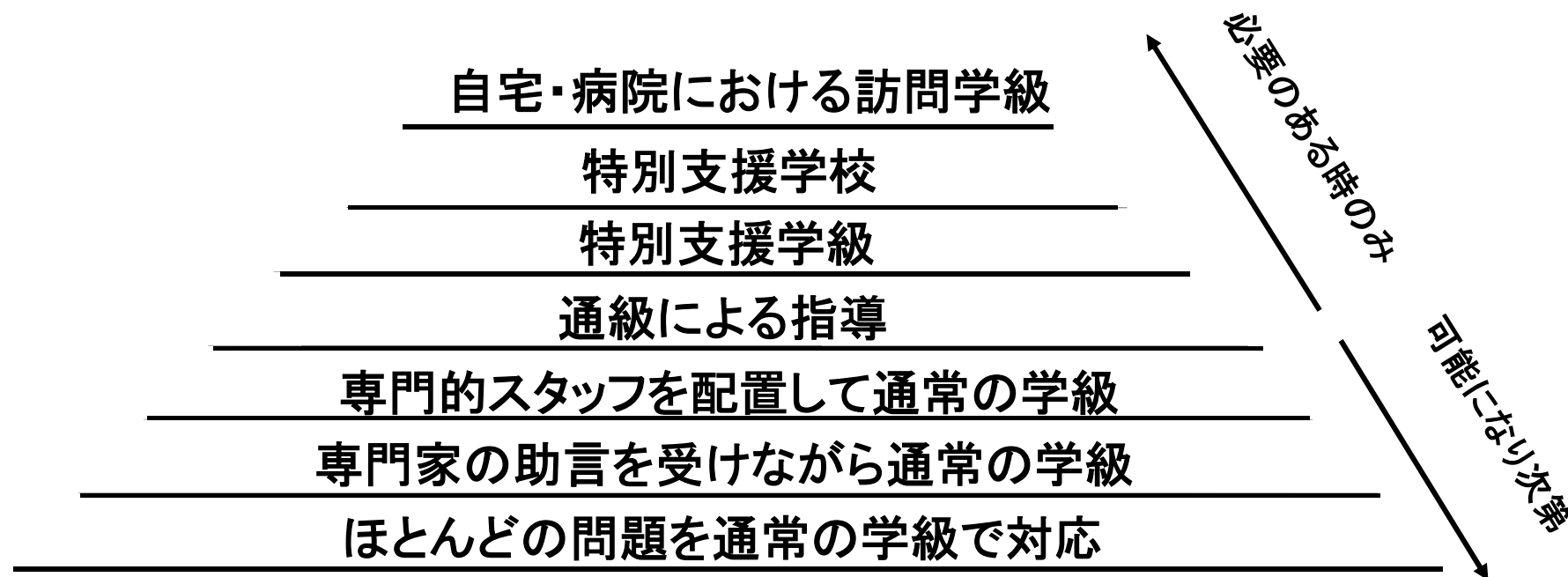
○インクルーシブ教育システムについて(中教審初中分科会報告(H24.7)より)

【インクルーシブ教育システム】

- 障害者権利条約によれば、インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な機能等を最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。
- インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。
- 基本的な方向性としては、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子どもが、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な視点であり、そのための環境整備が必要である。

日本の義務教育段階の 多様な学びの場の連続性

同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要。



2. 障害者の権利に関する条約への対応～学校教育法施行令の一部を改正する政令(平成25年8月)の概要～

1. 趣旨

中教審初中分科会報告(平成24年7月)において「就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。」との提言がなされたこと等を踏まえ、学校教育法施行令について、所要の改正を行う。

2. 改正の概要

(1) 就学先を決定する仕組みの改正

視覚障害者等(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。))で、その障害が、同令第22条の3の表に規定する程度のものをいう。) について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としている現行規定を改め、個々の児童生徒等について、市町村の教育委員会が、その障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする。

(2) 障害の状態等の変化を踏まえた転学

特別支援学校・小中学校間の転学について、その者の障害の状態の変化のみならず、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情の変化によっても転学の検討を開始できるよう、規定の整備を行う。

(3) 視覚障害者等による区域外就学等

視覚障害者等が、その住所の存する市町村の設置する小中学校以外の小学校、中学校又は中等教育学校に就学することについて、規定の整備を行う。

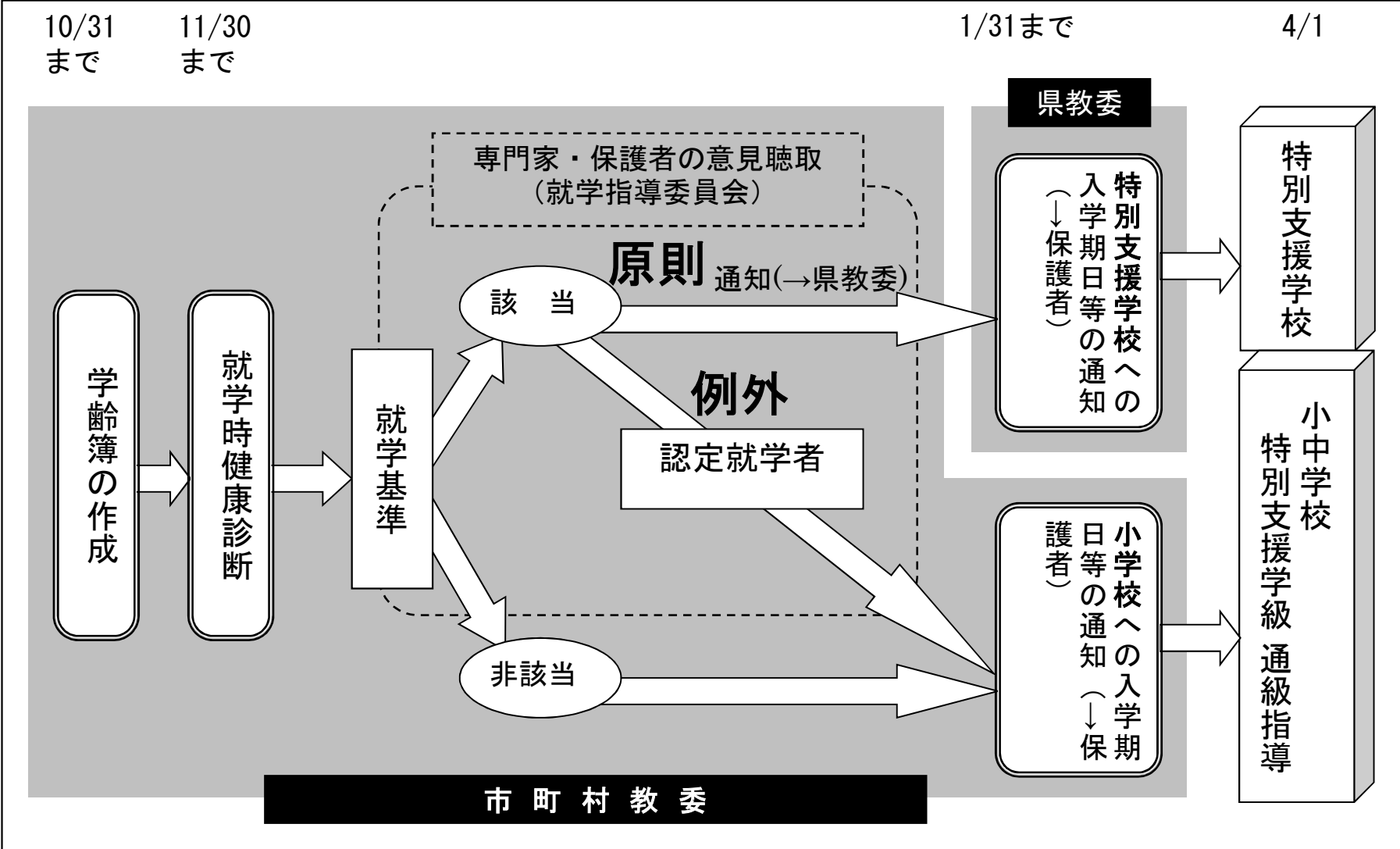
(4) 保護者及び専門家からの意見聴取の機会の拡大

市町村教育委員会による保護者及び専門家からの意見聴取について、現行令は、視覚障害者等が小学校又は特別支援学校小学部へ新入学する場合等に行うこととされているところ、これを小学校から特別支援学校中学部への進学時等にも行うこととするよう、規定の整備を行う。

3. 施行日 平成25年9月1日

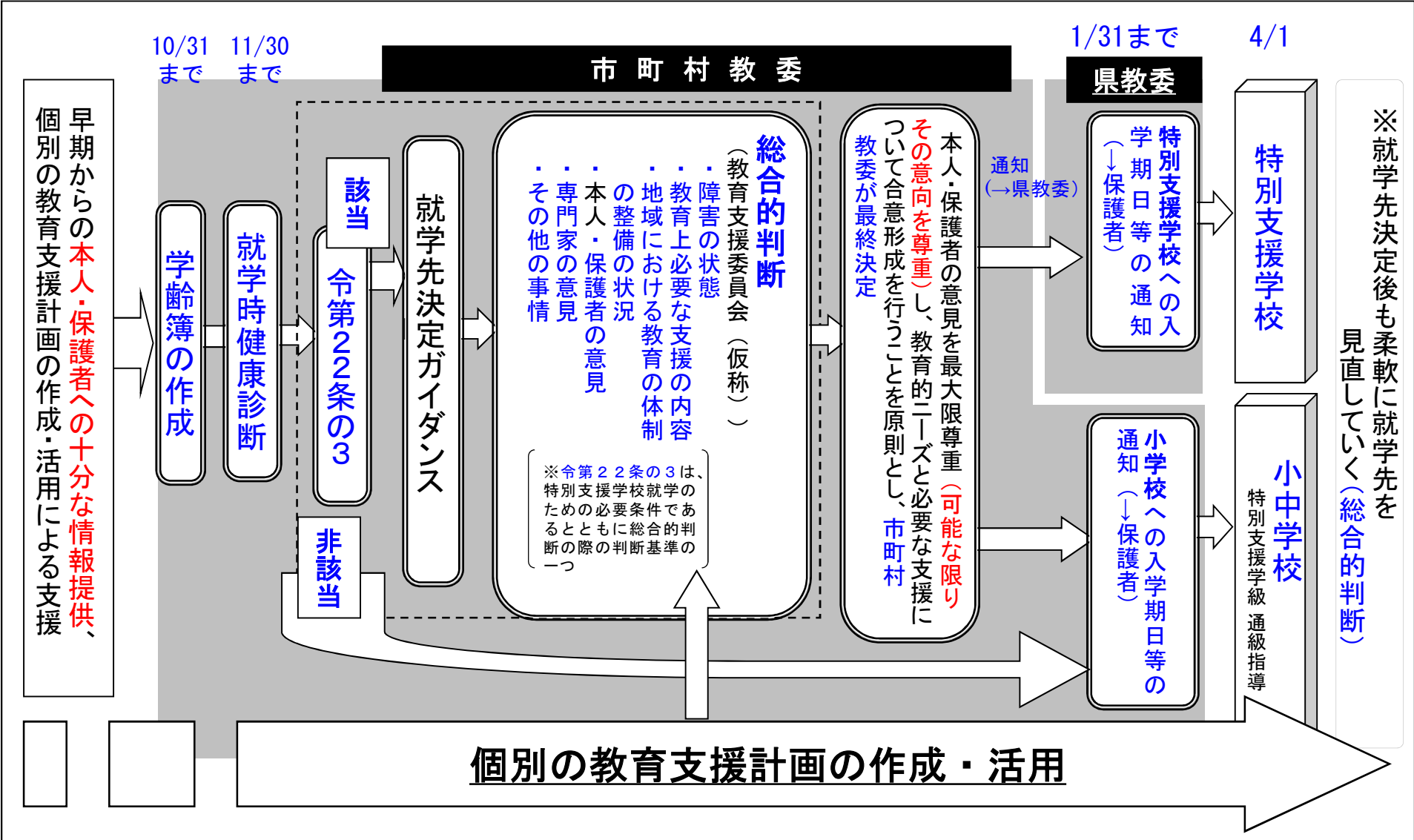
障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正前(学校教育法施行令)】



障害のある児童生徒の就学先決定について（手続きの流れ）

【改正後】



青字:学校教育法施行令(一部 学校保健安全法施行令)、赤字:障害者基本法、下線(黒字):H24中教審報告ほか

2. 障害者の権利に関する条約への対応～学校教育法施行令の一部改正～

教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～
(平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課)

【概要】

学校教育法施行令の改正等に伴う就学手続の大幅な見直しを受け、従来より文部科学省が就学手続に関する具体の業務を行う際の参考として作成していた「就学指導資料」を改訂したもの。

施行令改正の趣旨を解説するとともに、新たな教育相談・就学先決定のモデルプロセス及び障害種別の教育的対応の在り方を示している。

【序論】

- インクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育の推進が必要。
- 早期からの一貫した支援が重要であり、就学移行期の支援、就学時に決定した「学びの場」は固定したものではないことを踏まえたフォローアップ、就職・就労に向けた取組の発展が必要。
- 学校教育法施行令の改正により同令第22条の3は「就学基準」ではなく「特別支援学校に入学可能な障害の程度」を示すものになったことに留意。
- 合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであり、設置者及び学校と本人及び保護者が可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。
- 国、都道府県、市町村等は、障害のある子供に対する支援のため、「合理的配慮」の基礎となる環境整備（「基礎的環境整備」）を行う。

【第1編 学校教育法施行令の一部を改正する政令の解説】

学校教育法施行令の一部改正の概要及び各条文の趣旨について解説。

【第2編 教育相談・就学先決定のモデルプロセス】

第1章 関係者の心構えと関係者に求められること

関係者の心構え(教育相談において保護者の置かれた状態や考え・心情を理解すること、就学先決定において保護者の意向を最大限尊重しつつ、本人の教育を第一に考える姿勢を保つことなど)と求められることを記載。

特に、

- 市町村教育委員会は、早期からの教育相談の機会を設定し、障害の状況の把握や保護者の意向を十分に把握しながら、保護者との信頼関係を築いた上で、適切な情報提供に努め、個人情報の取り扱いに留意しつつ、障害のある子供の就学先決定に関わっていくこと等が求められる。
- 学校関係者は、障害のある子供への義務教育の実施を担当する責任はもちろん、就学後における障害の状態等の変化に対しても主体的にフォローする必要がある、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。特に、発達障害に関する一定の知識・技能は、発達障害の可能性のある子供の多くが小中学校の通常の学級に在籍していることから、必須である。

第2章 検討に向けた準備

保護者への事前の情報提供、特別な支援が必要な子供を把握するための学齢簿作成までの準備、就学時健康診断等の活用、保護者への就学に関するガイダンスの実施が必要。

第3章 就学先の検討

本人・保護者、教育委員会及び学校の合意形成が新たな仕組みにおいて最も重要な理念の一つであるほか、保護者面談の内容及び留意点、関係機関との連携や実際の子供の行動観察による情報収集、保護者への情報提供のための学校見学や体験入学、保護者・専門家からの意見聴取、個別の教育支援計画等の作成が必要。

【第2編 教育相談・就学先決定のモデルプロセス】

第4章 就学先の決定・通知

市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とした上で、最終的には市町村教育委員会が、児童生徒の就学先を決定する。

基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子供が授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかが本質的な視点である。

通知の発出に当たっては、学校教育法施行令に則って手続を行う。

第5章 「学びの場」の柔軟な見直し等

就学後も継続的に教育相談・指導を行うことにより、就学先の変更を含め、子供の一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援の方法等を定期的に見直すことが必要。なお、「教育支援委員会(仮称)」等については、児童生徒の就学後の「学びの場」の変更等についての助言も、その役割に含まれる。

第6章 教育相談体制の整備

市町村教育委員会における経験豊かな職員の配置や「教育支援委員会(仮称)」の機能の拡充、都道府県教育委員会における市町村教育委員会の積極的支援等が必要。

【第3編 障害の状態等に応じた教育的対応】

障害種別※に、障害のある子供の教育的ニーズ、教育の場と提供可能な教育機能、合理的配慮の観点、障害の理解と状態の把握等について記載。

※視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害